

人権ほつと28年4月号

「合理的配慮（視覚障がい編）」

大阪教育大学教授

井坂 行男

国土交通省では、今年も全国の鉄道事業者等と連携して、2月から4月までの3か月間にわたって、「鉄道利用マナーUPキャンペーン」を実施していきます。「ひと声マナー」はじめよう。く、「ホーム転落事故0へ」というテーマも掲げられています。

電車等の車内ポスターには、視覚障がいのある方にお手伝いをする時の「ひと声」が紹介されています。「お困りですか」、「お手伝いしましょうか」、「ご案内しましょうか」です。「何も言わずに身体や白い杖には触れない」「黄色い点字ブロックには荷物を置かない、立ち止まらない」という配慮と共に「あなたのハッと声Vが大きな安心につながります。」と書かれています。

視覚障がいのある方の思いを尊重しながら、皆さんの思いやりの気持ちも伝えられる「ひと声」ではないでしょうか。

文部科学省はすべての子どもたちが共に学び合えるインクルーシブ教育システムの構築において、障がいのある子どもたちに対する合理的配慮の具体例を、学習内容や方法、支援体制、施設・設備の3つの観

点からまとめています。

視覚障がいのある子どもたちの学習内容や方法に関する合理的配慮は周囲の状況等が理解できる丁寧な説明、読む活動における時間の延長、観察等での対象物への接近や触覚の併用、体育等での安全確保等です。情報やコミュニケーション及び教材の配慮は聞いて理解できる説明や資料の準備、拡大コピーや拡大文字での提示、読み上げソフトウェアや画面拡大・色の調整等ができるICTを活用した情報保障等です。心理面の配慮では見えにくい時に尋ねられる雰囲気作り等です。

また、校内での移動や活動に支障がないように校内環境の整備や見えにくさに配慮した緊急時の安全確保にも配慮が必要になります。これらのことを踏まえた上で、もっとも大切なことは視覚障がいのある子ども一人ひとりの見えにくさの違いへの配慮ということですね。

そして、これらの配慮は学校内のバリアを取り除き、すべての子どもたちが学びやすい安心安全な学校を目指すことでもあると思います。